

事故救済制度に係る認知症の診断に関する規定（抜粋）

### ①神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（抜粋）

（事故の救済及び予防）

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、市長が定める方法によって認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づく給付金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

### ②神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例施行細則（抜粋）

（条例第8条第1項に規定する方法）

第2条 条例第8条第1項に規定する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 市の委託により実施する認知症の診断
- (2) 市長が指定する認知症疾患医療センター（以下「認知症疾患医療センター」という。）による診断
- (3) 一般社団法人日本認知症学会又は公益社団法人日本老年精神医学会の認知症専門医による診断
- (4) 国内の保険医による診断(条例第12条に規定する神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定において、認知症の容態が前3号に掲げる者と同等であると判定された場合に限る。)
- (5) 前各号に定めるもののほか、平成32年3月31日以前に行われた国内の保険医による診断

### ③神戸市認知症と診断された者による事故に関する救済制度運用基準（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症と診断された者 施行細則第2条に定める方法により認知症と診断された者(認知症と診断された後、治癒して認知症でないと診断された者を除く。)をいう。

（給付金の申請及び事故発生の通知）

第15条 給付金の支給を受けようとする申請権者は、事故及び被害状況の証明書、認知症の診断書（事故後に発行されたものである場合は、原則として市内の認知症疾患医療センターで発行され、委員会において事故当時に認知症であったことを判定するために推定発症時期その他必要な事項の記載があるものを用いるものとする。）その他市長が必要と認める書類を市に提出し、委員会の判定を受けなければならない。